

2. 中途採用・経験者採用の促進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年：転職入職率 9.0%

⇒2017年：8.6%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 中途採用・経験者採用の促進等

- ・人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用⁵の拡大を図る必要がある。

このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

- ・中途採用・経験者採用に積極的に取り組む上場企業を中心としたリーディング企業やベンチャー・中小企業等を集めた中途採用・経験者採用協議会で提起された好事例について、その横展開を図ること等により、雇用慣行の変革に向けた運動を展開する。また、好事例の周知等を通じて、各企業に対して、評価・報酬制度の見直しを促す。この際、経営改革力に限界のある中小企業に対しては、中途採用等支援助成金等を活用し、これらの見直しのための支援を行う。
- ・学生の学修環境の確保を前提に、就職・採用活動の実態等も踏まえ、例えば長期インターンシップの方向性を中心に今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用の在り方について、2019年度中に検討を開始する。

ii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

- ・2020年からの稼働を目指す職業情報提供サイト「日本版O-NET」（仮称）や、2022年以降の稼働を目指す「職業能力診断ツール」について、両者の連携を図るほか、ハローワークインターネットサービスや職場情報総合サイトなど、既存のシステムとの連携も視野に入れて開発・運用を進めることで、求職者や企業の人事担当者等が、円滑に職業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指す

⁵ 中途採用については、積極的な取組を行っている企業の間では「キャリア採用」と呼んでいる事例も見られる。

- す。
- 中小企業における HR テクノロジーの導入支援や活用事例の周知を行い、同テクノロジーの導入・活用による中小企業における多様な人材の活躍や生産性向上を支援する。
 - 解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度比で 3 倍 ⇒2018 年：19.1% (2012 年：11.5%)
《KPI》 2020 年：上場企業役員に占める女性の割合 10% ⇒2018 年：4.1%
《KPI》 2020 年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15% ⇒2018 年：11.2%
《KPI》 2020 年：第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55% ⇒2015 年：53.1%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 多様で柔軟な働き方の拡大

① 副業・兼業の促進

- ・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る。ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、検討会における健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、2019 年中に結論を得る。その上で労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。
- ・副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。
- ・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業などの人材支援機関が連携する場を設けること等を通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、2019 年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。
- ・国家公務員の兼業について、公益的活動等を行うための兼業を希望する者が円滑に制度を利用できるよう、明確化した兼業許可基準の更なる周知を図る。

② 雇用関係によらない働き方（フリーランス等）の環境整備

契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの特明確化、報酬額の適正化など、フリーランスなどの雇用関係によらない働き方

における諸課題について、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討を進めるに当たり、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、2019年の夏までに一定の取りまとめを行うとともに、特に優先すべき検討課題については、スピード感を持った検討を進める。

③ テレワークの推進

- ・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を行う。
- ・女性、障害者、高齢者など多様な人材活用に資する効果的なテレワークの先進モデルの整理・普及を図るとともに、特に中小企業の課題解決等を担う立場である社会保険労務士や IT コーディネーターなどの専門家にテレワーク普及の担い手になってもらうこと等により、地域や企業の実情に応じたテレワークを推進する。

④ 治療と仕事の両立支援

- ・主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する両立支援コーディネーターの育成・配置を進めるとともに、2019年3月に改訂した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知を進めることにより、企業・医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図る。
- ・都道府県労働局、労使、自治体、地域の医療機関等で構成される地域両立支援推進チームの取組等を通じて、がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等を進める。

ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

① 長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

- ・2019年4月から大企業に対して適用された罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める。あわせて、2020年4月からの中企業への適用、2024年4月から建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
- ・適正な工期の確保や施工時期の平準化、技術者の配置要件の合理化等

を図るとともに、建設キャリアアップシステムを活用した技能者や専門工事企業の能力評価制度を通じて処遇改善を図ることで、建設業の働き方改革を推進する。

- ・2020年度以降の「同一労働同一賃金」（パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法）の円滑な施行に向け、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行うほか、事業主向けの「取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等の周知に努める。
- ・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新たに設けられることやセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が図られたことを踏まえ、措置の適切・有効な実施を図るための指針を整備するとともに、中小企業等が適切に措置を講ずることができるよう必要な支援を行う。
- ・取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為について、相談対応などの望ましい取組を明確化し、関係省庁と連携して周知啓発を図る。

② 人材投資情報の「見える化」の推進

- ・機関投資家などのステークホルダーと関係省庁が連携して、官民一体で、企業価値向上に向けた人的資本の非財務情報の活用の在り方を検討する。
- ・2018年のコーポレートガバナンス・コード改訂により、人材投資をはじめ経営資源の配分等に関する説明について定められたことを受け、今後、その実施状況についてフォローアップする。
- ・あわせて、人材投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表を行い、企業における開示の充実を促進する。

③ 最低賃金の引上げ

- ・経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。
- ・最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げ

られてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析⁶をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

iii) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

- ・女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化が図られることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業をはじめとする全国の企業が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正の内容の周知徹底や企業向け相談窓口の整備、一般事業主行動計画の効率的な策定・公表方法の検討を行う。あわせて、地域の多様な主体の女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。
- ・女性活躍やダイバーシティ経営推進の観点から、上場企業の女性役員及びESG投資における女性活躍情報の活用の状況の公表を進めるとともに、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資を推進する。また、女性役員人材の育成に向け、新たな地域における展開を含め、地方、大学等との共催等により女性役員育成研修を実施するとともに、修了者人材バンクの充実・強化を行う。
- ・企業と投資家等との積極的な対話を促す情報開示等を求める「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」の普及や、「なでしこ銘柄」等の選定基準の見直し等を通じ、企業におけるダイバーシティ経営を推進する。
- ・人生 100 年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、地方創生推進交付金を活用し新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動している NPO 等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。また、女性が生涯にわたり健康に生活できるよう、女性特有のがん検診受診のための支援を行う。
- ・保育の受け皿整備について、2019 年 4 月の待機児童の状況を踏まえ、地方公共団体の整備計画の検証とその結果に応じた受け皿整備に対し、引き続き支援を行う。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を着実に進める。さらに、

⁶ 業種別業態別、地域別の実態分析を含む。

地域の多様なニーズに対応した子育て支援を実施するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化を進める。

- 女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。具体的には、育児休業を希望していても申請できない男性が多くいること等を踏まえ、制度的な改善策を含めて検討し、男性の育児休業取得を一層強力に促進する。

4. 疾病・介護の予防

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》(新) 2040 年までに健康寿命を男女とも 3 年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す

⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人生 100 年時代の安心の基盤は「健康」であり、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくため、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に、予防・健康づくりの取組を大胆に強化する。

i) 人生 100 年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

① 疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化

- ・国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、疾病予防や健康づくりの取組が促進されるよう、財源を含めた予算措置を検討し、2020 年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。あわせて、各評価指標について、成果指標の導入拡大を進め、先進・優良事例の横展開や個人の行動変容につながる取組が強化され、民間サービスの活用等が推進されるよう見直し、配分のメリハリを強化する。
- ・健康保険組合の予防・健康事業の取組状況に応じて、後期高齢者支援金を加減算する制度について、2020 年度までに最大±10%となるよう強化するとともに、保健事業の効果やインセンティブ措置の影響分析等を行い、2021 年度に、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行う。
- ・その際、保険者が糖尿病性腎症の重症化リスクのある者に対し、医師と連携して、保健師等によって濃密に介入するなどの先進・優良事例の横展開や、歯科健診・がん検診等の受診率の向上等が進むよう留意する。
- ・個人の自発的な予防・健康づくりの取組を推進するため、ヘルスケアポイントなど個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し、先進・優良事例の横展開を図る。
- ・医療保険や介護保険のインセンティブ措置の指標の見直しに際しては、エビデンスに基づき予防・健康事業の効果検証を行い、徹底した PDCA サイクルを通じ、効果的な事業を展開する。

② 予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

- ・生活習慣病の発症や重症化のリスクのある者に対し、医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と適切な運動等のプログラムを一体的に提供できる新たな仕組みを検討し、2019年度を目途に結論を得る。また、医療機関が運動処方箋を出しやすいよう、運動施設における標準的なプログラムを、2019年度中に作成する。あわせて、運動施設において安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みの実証を行うとともに、好事例の普及を図る。
- ・健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進していくため、ナッジ理論等を活用し、2019年度中に、特定健診などの各種健診の通知について、全体・平均値との比較や将来予測(AIやビッグデータ等も活用)等といった通知情報を充実するとともに、先進・優良事例の横展開を図る。
- ・東京で2020年に開催される栄養サミットを機に、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりを推進する。民間の様々な主体と連携し、健康な食生活の推進に向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、健康無関心層への効果的な情報提供など総合的な施策について検討を進め、直ちに実施できるものから順次取り組む。
- ・野菜摂取量増加に向けた取組など、地域の多様な主体が連携し、日常の中での健康な食事・運動・社会参加を促す取組や、個々の住まいや地域の共食の場における適切な栄養管理に基づく配食サービスについて、先行事例分析やモデル実証事業等を通じて2019年度から推進する。
- ・妊娠中や子供の頃からの健康づくりを支援するため、妊産婦への適切な栄養指導に資するよう最新の知見も取り入れた食生活指針の改定を2020年度中に行うとともに、子供時代からの健やかな生活習慣形成に資する研究の推進などの取組を順次行う。

③ 疾病の早期発見に向けた取組の強化

- ・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、5年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等の血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率の向上に向けた取組、受診率や有効性の向上のためのリスクに応じた検診の在り方について、2019年度中に検討し、結論を得る。
- ・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在10歳刻みで行われている歯科健診の機会を拡大し、歯科の保健

指導を充実することについて、検証の結果を踏まえ、2020年度までに検討に着手し、速やかに結論を得る。あわせて、歯科健診の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき、必要な受診を促す実効的な取組や、全身疾患の治療が必要な可能性がある場合の医科歯科連携を推進する。

- ・個人が自らの健康状態を把握し、疾病を早期発見するため、医療用検査薬から一般用検査薬への迅速な転用に向けた手続の改善を図る。このため、既に実施された事例を参考としながら、行政と関係業界が協働して審査や申請の質の向上等の課題解決を図るための協働計画を2019年度中に策定し、検討を進める。あわせて、一般用医薬品等の普及等によりセルフメディケーションの推進を図る。

④ 保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進

- ・企業・保険者連携での予防・健康づくり「コラボヘルス」の取組を深化させる。加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を見える化し、経営者に通知する健康スコアリングレポートについて、健保組合や事業主への働きかけを強化するため、評価指標に経年変化を加えるなど、通知内容の充実や通知方法の工夫を行う。同様の取組を、2020年度からは全保険者種別で実施するとともに、2021年度からは、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位で実施する。
- ・健康経営の生産性への影響に関する各種の研究等を踏まえつつ、健康経営の取組と成果が資本市場から適切に評価されるよう、環境を整備する。健康投資の投資額を見える化すべく、「企業の『健康管理会計』に関するガイドライン（仮称）」を、2019年度中に策定し、企業が健康投資を更に進める上で必要なインセンティブ措置の検討も始める。また、健康経営に係る情報開示等に関して、「企業の『健康経営』ガイドブック」を2019年度中に改訂し、その普及を図る。さらに、市場が比較可能な情報開示の在り方について、検討を進める。
- ・ESG や SDG s における健康経営の重要性に関して、グローバルな場への発信を、引き続き、官民で展開・強化する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020 マイベストプログラム」の普及を図る。

⑤ データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進

- ・保険者や地方公共団体等の予防健康事業における活用につなげるため、

- データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証を行う。
- その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定め、その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進する。
 - 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（平成30年4月12日経済産業省策定）の業界団体、仲介者への普及や、業界自主ガイドラインの策定支援を通じ、一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが仲介者から選択され、利用者が安心してサービスを利用できる環境整備を図る。あわせて、複数の企業間の協働や、業界横断的なイノベーションの基礎インフラとして、民間主導によるヘルスケアデータの標準化やヘルスケアサービスの品質確保に向けた取組の支援策について、2019年度中に検討に着手する。

⑥ 介護予防のインセンティブ措置の抜本的な強化等

- 介護保険の保険者や都道府県に対する介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）について、地方公共団体による先進的な介護予防の取組が横展開され、健康寿命の地域間格差の縮小にも資するよう、財源を含めた予算措置を検討し、2020年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。
- あわせて、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行い、介護予防や認知症予防につながる可能性のある高齢者の身近な「通いの場」を拡充するとともに、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から介護予防と保健事業との一体的実施を推進する。その際、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用する。また、「介護助手」など介護施設における高齢者就労・ボランティアを推進するとともに、個人へのインセンティブとして、ポイントの活用等を図る。
- 75歳以上の高齢者に対する保健事業について、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。このため、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用する。また、市町村による介護予防と保健事業の一体的実施の全国展開に向け、国の特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援する。
- 利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善に対する介護報酬加算について、自立支援や重度化防止等の観点から、2020年度までにエビデンスに基づく効果検証を行い、次期介護報酬改定で必要な対応を行う。

⑦ 認知症の総合的な施策の強化

- ・「共生」と「予防」を柱とした総合的な認知症施策を、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、推進する。「通いの場」の活用などの先進・優良事例について、2020年度までに事例集や実践に向けたガイドラインを作成し、全国の地方公共団体へ横展開する。あわせて、認知症の予防法の確立に向け、研究開発を強化する。データ収集に2019年度から着手し、データ利活用の枠組みを2021年度までに構築するとともに、認知症分野における官民連携のプラットフォームを活用し、評価指標・手法の確立を目指しつつ、予防やケア等の社会実装を促進する。

5. 次世代ヘルスケア

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》(新) 2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について5% (医師について7%) 以上の改善を目指す

(2) 新たに講ずべき具体的施策

次世代ヘルスケアシステムの構築に向けて、データや ICT などの技術革新を積極的に導入、費用対効果の高い形でフル活用しつつ、健康・予防、治療、ケア等に関する個々の施策を、国民の健康維持・増進や、医療・介護の質・生産性の向上、さらにはこれらと表裏一体である現場の働き方改革にもつながるよう、スピード感を持って「全体最適」な形で推進する。

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

ア) オンライン資格確認等

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の2020年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。
- ・また、医療等分野における識別子 (ID) については、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、2021年度からの運用開始を目指す。

イ) 医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

- ・患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについては、2021年10月以降稼働させることを目指す。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担の在り方等の検討を進め、2020年夏までに、その実現のための工程表を策定する。なお、介護情報との連携についても、引き続き検討する。
- ・医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテ

の標準化を進める。

- ・電子処方箋について、実証を踏まえ、より円滑な運用を可能とするため、2019年度中にガイドラインを改定する。

ウ) 介護分野における多職種の情報連携・活用

- ・介護職員の負担軽減を図り、質の高いサービスを提供するため、介護分野における ICT 化について、2019年度から地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行う。また、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、生産性向上ガイドラインを活用し、介護現場への実効的な普及を図る。さらに、ICT を活用した医療・介護連携の標準仕様の作成について、2019年度中に検討し、結論を得る。

エ) PHR の推進

- ・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR(Personal Health Record) を推進する。マイナポータルを通じた個人へのデータ提供について、2020年度から特定健診データの提供を開始するとともに、2021年10月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
- ・乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める。乳幼児健診については、2020年度からマイナポータルを通じたデータ提供を開始するため、地方公共団体の健診データの電子化・標準化への支援を行う。また、学校健診についても、健診データの電子化を促進するとともに、政府全体の PHR 推進に係る議論と連携して今後の必要な工程を検討し、2020年夏までに結論を得る。
- ・PHR の更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化などの事項について、有識者による検討会で議論を進め、2020年夏までに一定の結論を得る。
- ・PHR サービスモデル等の実証の成果を踏まえ、API 公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、同サービスの普及展開を図る。

オ) 健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用

- ・レセプト情報・特定健診等情報データベース (NDB) や介護保険総合データベース (介護 DB) の連結解析を 2020年度から本格稼働し、行政・保険者・研究者・民間事業者など幅広い主体の利活用を可能とする。2019年度以降、関係する他の公的データベースとの連結の必要性についても検討し、法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析を実現する。
- ・次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による

国民の理解増進を行うとともに、幅広い主体による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。

- ・公的研究事業において得られたデータや成果等について、IoT 等活用行動変容研究事業等を例に、研究終了後、民間事業者等が活用可能とするために必要な要件を整理し、データの管理主体を移行する際の契約のひな型を 2019 年度中に作成するとともに、その他の諸課題について検討を進める。

② ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進

ア) オンライン医療の推進

- ・診療から服薬指導に至る一連の医療プロセスを、一貫してオンラインで広く受けられるよう、オンライン服薬指導等について盛り込んだ医薬品医療機器等法の一部改正法案について、国会での早期成立を図る。法案成立後、提供体制等のルールについて速やかに検討を行うとともに、上記の状況を踏まえ、オンライン服薬指導に関する診療報酬上の評価を検討する。
- ・オンライン診療の適切な推進に向けて、関係学会や事業者等とも協力しながら、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、その結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。
- ・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。
- ・オンライン診療を含む遠隔医療に関し、ICT の進展を踏まえた技術的な検証と新たなモデル構築に向けた実証を実施し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。

イ) 科学的介護の実現

- ・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの運用を、2020 年度に本格的に開始する。当該データベースの分析結果を、次期以降の介護報酬改定の議論に活用し、効果が裏付けられた介護サービスについて評価を進める。また、取得したデータについては、介護事業所に提供し、ケアの質の向上等へ活用を進める。

ウ) ロボット・センサー等の開発・導入

- ・2040 年を展望した中長期ビジョンである「未来イノベーション WG」の

取りまとめを踏まえた医療福祉分野における取組を検討し、2019年度中に具体化する。ムーンショット型研究開発、先端技術の速やかな社会実装に向けた新たな評価モデルの開発、技術インテリジェンス機能の強化等、政府一丸でロボット・AI等の溶け込んだ社会システムの実現を目指す。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できる社会の実現に向け、機器やサービスに関して、評価手法の開発を推進する。

- ・ロボット・センサー等の効果検証に関するルールを次期介護報酬改定までに整理する。事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期及びそれ以降の介護報酬改定等での評価につなげる。
- ・ロボット・センサーについて、重点分野に基づき、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組や、介護現場でのモニター調査等により、現場ニーズを捉えた開発支援を行うとともに、介護ロボットを活用した介護技術の開発や介護ロボットの普及啓発を行い、介護現場への導入・活用支援を着実に進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。

エ) AI等の技術活用

- ・重点6領域を中心としつつ、医療従事者の負担軽減や、的確な診断・治療支援による医療の質の向上等を図るため、健康・医療・介護・福祉領域におけるAIの開発や現場での利活用を促進する。あわせて、AI開発に必要な質の高いデータ収集を推進する。さらに、AI開発において特定された課題の解消に向けた具体的な対応を2019年度中に開始するとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発されたAI技術の海外展開を目指す。また、我が国の医療機器産業の活性化に向けて、ICTを活用した医療機器の特性に応じた承認審査体制等を早急に整備する。

オ) ゲノム医療の推進

- ・がん・難病等のゲノム医療を推進する。がんについては、その克服を目指した全ゲノム医療の実現に向け、質の高い全ゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センターに集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬などの革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備し、個別化医療を推進する。難病等については、より早期の診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制の整備や、遺伝子治療を含む全ゲノム情報等を活用した治療法の開発を推進する。このため、10万人の全ゲノム検査を実施し今後100万人の検査を目指す英国等を参考にしつつ、これまでの取組と課題を整理した上で、数値目標や人材育成・体制整

備を含めた具体的な実行計画を、2019 年中を目途に策定する。また、ゲノム医療の推進に当たっては、国民がゲノム・遺伝子情報により不利益を被ることのない社会を作るため、必要な施策を進める。

- ・ヒト受精胚等に対するゲノム編集技術等の利用について、基礎研究を促進するため、倫理面にも配慮した指針を策定するとともに、これらの臨床応用については、科学技術の進展にも配慮しながら、その法的規制の在り方を含めた制度的枠組みの検討を進める。

③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

ア) 書類削減、業務効率化、シニア層の活用

- ・労働時間短縮をはじめ医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底を図るとともに、タスクシフティング等の推進や、業務効率化に資する ICT 等の活用方策について検討し、効果的な事業を展開することで、医療機関のマネジメント改革を図る。また、緊急時の相談ダイヤルの周知や、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直しを行い、国民の医療のかかり方に関する行動変容を促す。
- ・人手不足の中で、介護現場のサービスの質の維持・向上を実現するための方向性を整理した「介護現場革新プラン」を踏まえ、2019 年度、介護施設における①業務フローの分析・仕分け、②高齢者の介護助手等としての活躍推進、③ロボット・センサー、ICT 等の活用等による、パイロット事業を実施し、介護現場の業務効率化モデルを構築する。また、2019 年度以降、集めたノウハウを生産性向上に係るガイドラインに反映し、好事例の横展開を強力に進める。
- ・文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020 年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2019 年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。医療分野や福祉分野についても、各分野の特性を踏まえ、文書量の削減、標準化などの取組を順次進める。
- ・高齢者の活躍や介護予防を促進するとともに、介護人材の裾野を広げる観点から、地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図るなど、介護人材確保に総合的に取り組む。

イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

- ・地域医療連携推進法人制度について、地域医療構想の達成に向けた更なる効果的な活用を促進するよう、医療連携推進業務の在り方や参加法人間の資金融通等の制度面・運用面の課題を把握し、改善に向けた検

討を行い、必要な措置を講ずる。

- ・医療法人の合併等が円滑に進むよう、必要な経営資金の融資制度の創設を2019年度中に検討する。あわせて、医療法人の合併・事業承継の好事例等を収集し、周知を行う。
- ・地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウについて、地域金融機関への移転を積極的に図る。あわせて、これらの支援・再生時における福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を、推進する。
- ・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

ii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

① 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

- ・2019年度中に改定する「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）等の下、健康長寿社会の形成に向け、健康寿命延伸に資するよう予防にも着目しつつ、再生・細胞医療、遺伝子治療、ゲノム・データ基盤等の医療技術・手法の研究開発を、疾患横断的に、かつ統一的なエビデンスに基づき推進するとともに、新産業創出に取り組む。
- ・予防からQOL向上まで様々なニーズを踏まえた医療機器・ヘルスケアサービス等の開発を行うため、ベンチャー支援等を強化し、新規参入の促進策を2019年度中に検討する。さらに、Healthcare Innovation Hub (InnoHub) によるベンチャー企業と関係機関とのネットワーク支援を開始する。

② 国際展開等

- ・アジア健康構想の下、同地域の自律的な産業振興と裾野の広いヘルスケア実現に貢献するため、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形でのアジアにおける医薬品・医療機器産業の振興と、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）に基づくアジアの医薬品・医療機器等の規制調和等を、両輪として推進する。
- ・アフリカにおいて、公的セクターの取組が民間事業を創出・育成し、民間セクターの活性化が公的セクターを支えるという好循環の形成を通じ、裾野の広いヘルスケアを実現するため、「アフリカ健康構想に

に向けた基本方針」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、TICAD7等で発信しつつ、我が国のヘルスケア関連産業のアフリカへの展開を推進する。

- メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) や JETRO 等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ (JIH) 等による医療インバウンド及び「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に則った医療提供を一体的に推進することで、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。
- 国際的に脅威となる感染症対策について、長崎大学を中核とした研究拠点の形成や感染症流行地における研究基盤の整備による人材育成を含めた研究能力・機能の強化、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・治療体制の強化、感染症指定医療機関の拡充等を推進する。
- G20 大阪サミット、保健大臣会合、財務大臣・保健大臣合同セッション、TICAD7等を通じて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高め、二国間支援、世界保健機関 (WHO)、グローバル・ファンドや Gavi ワクチンアライアンスなどの国際保健機関、グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund)、CEPI 等への支援を行うとともに、AMR 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

1. 地域のインフラ維持と競争政策

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0% となることを目指す

⇒2017 年：0.18% (2016 年：-0.23%)

《KPI》 2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2016 年度：954,546 社 (2015 年度：923,037 社)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

① 乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

典型的な例として、街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関が乗り入れ、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、その収入の調整を行い、低需要地区をはじめバスネットワークを維持することができれば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。

乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。具体的には、(a) バス事業者等の間で運賃プールなど共同経営等を認めることにより、低需要地区をはじめバスネットワークを維持すること、(b) このため、低需要地区をはじめバスネットワークのサービス維持を共同経営等の認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、(c) 関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な

運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定することにより、多様な地域の実情に応じて、地域住民の利便性が確保される制度とする。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとする。

② 地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。

すなわち、

- (a) 経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。
- (b) 申請案件が以下の i) ～ iv) について主に金融庁、v) について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。
 - i) 人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・

手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。

ii) 申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等を賄えないこと。

iii) 経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。

iv) 上記iii)の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。

v) 経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

(c) 金融庁は、i)～iv)の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、v)の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。

(d) 認可後に、上記i)～v)の要件に適合するものでなくなると認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

③ 特例の対象範囲の限定

本施策の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記2分野に限定する。本施策については、10年間の時限措置とする。

また、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

④ その他

金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革などの他の政策手段についても併せて検討する。

今後、県域を越えた地域金融の金融行政の在り方については、将来的に、独占禁止法との関係も含めて、検討を行うこととする。

2. 地方への人材供給

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0% となることを目指す<再掲>

《KPI》 2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす<再掲>

(2) 新たに講ずべき具体的施策

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生 100 年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後更に活発化していく。これら 2 つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の 1 つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

3. 人口急減地域の活性化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0% となることを目指す<再掲>

《KPI》 2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす<再掲>

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口急減地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。

4. 国家戦略特区

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、
日本が先進国 3 位以内に入る〈再掲〉

⇒2018 年 10 月公表時 39 位（前年比 5 位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合カランキングにおいて、東京
が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）〈再掲〉

⇒2018 年 10 月公表時 3 位（前年維持）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

国家戦略特区制度については、遠隔服薬指導のより柔軟な実施や外国人起業家の円滑なスタートアップ等に向けて必要な制度改革等に取り組むなど、引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現や、地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設等を図る⁷。

i) 「スーパーシティ」構想の早期実現

- ・国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society 5.0 に向けた技術的基盤を早急に整備する。

ii) 更なる規制改革事項の追加

(遠隔服薬指導の実証的実施の拡大)

① 都市部での遠隔服薬指導の実施

- ・遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病など、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、か

⁷ 「スーパーシティ」構想の実現や、自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用など、高度で革新的な近未来技術に関する実証実験を迅速・円滑に実施する地域限定型のサンドボックス制度の創設等を内容とする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を令和元年 6 月 7 日に閣議決定し、国会に提出したところである。

かりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。

② 過疎地等における遠隔服薬指導のバーチャル特区指定による横展開

- ・過疎地等での従来の遠隔服薬指導について、養父、愛知、福岡の3区域以外にも実施のニーズが見込まれることを踏まえ、特定のテーマについて複数の地域を一度に区域指定するバーチャル特区制度を活用し、早期の横展開について、上記都市部での遠隔服薬指導と同じタイミングでの実現を目指す。

(「いつでもどこでもケア」実現のための制度整備)

③ オンライン診療に係る要件の見直しに向けた検討

- ・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

(資金の流動性の活性化)

④ デジタルマネーによる賃金支払(資金移動業者への支払)の解禁の早期実現

- ・賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。〈再掲〉

(自動走行やドローンなどの実証実験の円滑化)

⑤ 地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設

- ・自動車の自動走行、ドローンなど近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るため、地域限定型の規制の「サンドボックス」制度の創設

に取り組む。

(小型モビリティやドローンを活用した新たな交通・物流網の形成)

⑥ パーソナルモビリティ関連の規制の見直し

- ・人の移動を支援する小型で柔軟性の高いモビリティについて、その移動手段の実需も踏まえつつ、他の交通主体と調和のとれた形で安全性が確保されることを前提として、必要に応じ、所要の制度整備について2019年中に結論を得る。

⑦ 大型の無人航空機（ドローン）製造許可の緩和

- ・今後の中山間地域での物流に大きな役割を担うものとして自治体からの期待が強い大型の無人航空機（ドローン）について、現場のニーズや関連法制の動向を見極めつつ、国内での開発・製造を円滑にするため、規制・運用の撤廃・緩和・合理化について検討を行い、年内に結論を得る。

(地方における研究開発の加速化)

⑧ 新薬の共同研究開発における麻薬譲渡に関する許可発出手続の迅速化

- ・創薬のために複数の企業が参画した共同研究で複数回の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、共同研究全体に係る計画書が提出され、複数回それぞれの譲渡の必要性等が説明されることを前提として、厚生労働省において2回目以降の譲渡許可をそれぞれの申請後迅速に行うこととし、この手続を明確化するための所要の措置を今年度上期に実現する。

⑨ 外国医師による治験のための臨床教授実施要件の緩和

- ・医薬品の研究開発に係る第I相試験については民間病院に実績とノウハウが蓄積していることから、新薬開発の加速化のため、こうした病院において外国人医師が臨床教授として第I相試験を実施する場合について臨床教授等病院（外国人医師が臨床教授を行うことができる病院）の指定要件を柔軟化するよう、早急に検討を行い、今年度上期に結論を得ることを目指す。

⑩ 地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加

- ・地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加

について、国家戦略特区における提案を踏まえ、地方公共団体のニーズや、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を勘案しつつ、国家戦略特区での対応か一般制度での対応かを含めて、早期に検討を進め、2019年中に結論を得る。

(地方創生に貢献する外国人材の活躍促進)

⑪ クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進

- ・調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。
- ・調理又は製菓分野における国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の活用に向けて、関係自治体からの提案に基づき、実務経験10年以上との上陸許可基準の代替措置の妥当性等について、関係府省が一体となって早期に協議・検討を行い、年内に結論を得ることを目指す。

⑫ 外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充

- ・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件について、地方公共団体と連携する創業支援事業者の提供するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度の拡充を図るため、今年度上期までに所要の措置を講ずる。
- ・意欲と能力のある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度の改正について速やかに検討を行い、早急に実現する。

⑬ 外国人ダイビングインストラクターの就労要件の緩和

- ・拡大するインバウンド需要に対応するため、海外の潜水に関する資格を有し、一定の要件を満たす者は、ダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を潜水士免許試験に合格する以外の方法においても取得可能であることにつき、申請プロセスの明確化に関する所要の措置を年内に実施する。

(復興特区特例措置により実施されている訪問リハビリテーションへの対応)

⑭ 医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱いについて

- ・東日本大震災の復興特区で活用されている訪問リハビリテーション事業所に係る特例措置が現行計画上今年度末に期限を迎える（福島県を除く）ことを踏まえ、復興特区の医療・介護サービスの提供状況を踏まえたニーズを確認し、利用者の視点から有効性と安全性を引き続き確保した上で、被災地以外の全国的なニーズも確認しつつ、医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱いについて検討し、関係団体の意見を踏まえ、年度内早期に結論を得る。

5. サンドボックス制度の活用

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出<再掲>

(2) 新たに講ずべき具体的施策

AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させるため、生産性向上特別措置法に基づき、新技術等実証制度(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)を導入した。これまでに、FinTechのみならず、IoT、ブロックチェーン等を医療、環境などの分野で活用するものなど、6 件の実証計画が主務大臣の認定を受けている。

引き続き同制度を活用し、革新的なアイデアについて、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容し、より多くの実証をより迅速に実施し、蓄積した経験やデータを活用し、速やかな社会実装の実現を図る。このため、新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制を強化する。

- ・内閣官房は、内閣府と連携して設置した新技術等社会実装推進チーム(一元的窓口)において、申請に向けた事前相談や助言のみならず、関係省庁との総合調整を行い、「規制のサンドボックス制度」を活用する事業者を支援していく。認定事例の紹介等を通じて、国内外への本制度の周知徹底に取り組む。
- ・関係府省庁等は、規制所管部局以外に設けた新技術等実証の推進部局を中心とした体制の下で、申請を迅速に審査するとともに、所管分野において「規制のサンドボックス制度」を積極的に活用していく。また、実証の実施に当たり特例措置を講ずることが必要かつ適当なときは、事業者からの求めに応じ、迅速に特例措置を整備していく。加えて、実証の終了後は、新技術等に関する規制の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、必要な規制の撤廃又は緩和のために法制上の措置その他の措置を講じていく。

6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0% となることを目指す<再掲>

⇒2017 年：0.18% (2016 年：-0.23%)

《KPI》2020 年までの 3 年間で全中小企業・小規模事業者の約 3 割に当たる約 100 万社の IT ツール導入促進を目指す。

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす<再掲>

⇒2016 年度：954,546 社 (2015 年度：923,037 社)

《KPI》開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す

⇒2017 年度：開業率 5.6% (2016 年度：5.6%)、廃業率 3.5% (2016 年度：3.5%)

《KPI》中小企業の海外子会社保有率を 2023 年までに、2015 年比で 1.5 倍にする

⇒2016 年：1.03 倍

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援

① 普遍的な IT 導入のための支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるようにするために、以下の基盤的な措置を講ずる。

- ・中小企業・小規模事業者の生産性向上のため、中小企業等経営強化法に基づく業種の特性に応じた取組を進めるとともに、業種横断的な取組が必要なものについては、基本方針の改訂も含め、2019 年度中に検討を行い、その後速やかに必要な措置を講ずる。その際、各種支援施策が相乗効果を発揮するよう、関係省庁・業界団体等の連携体制を強化する。
- ・ものづくり補助金による設備導入や IT 導入補助金等による IT 導入をこれまでの支援策の費用対効果等も踏まえた上で引き続き推進する。また、既にものづくり補助金においてクラウド・ファンディングの活用を採択時の加点要素としているところ、2020 年度に、加点要素となるデジタルツールの範囲の拡大や、対象となる補助金の範囲の拡大を検討する。

- ・2019年度中に各種 IT 関連施策の事例やデータを収集し、経営課題に対応した IT ツールなどの情報基盤を整備するとともに、経営革新等支援機関や認定情報処理支援機関などの様々な支援機関に対してこうした情報の活用を促す。その上で、支援機関において、これらの情報を活用しつつ、中小企業のデジタル化を支援する。
- ・商工団体や金融機関（政府系金融機関を含む）を含め、中小企業におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化を創業時等において支援する体制や支援内容等について、これまでの支援策の費用対効果等も踏まえて検証を行い、2019年度中に今後の支援の在り方について結論を得る。

② より実践的なデジタルサービスの普及・拡大

個社単位のデジタル化のみならず、他社と連携する形でのオープンイノベーションを進めるとともに、データ活用等による新たなビジネス機会の創出等、各企業のデジタル化の進捗に合わせたデジタル化の恩恵が発現するようにするために、以下の措置を講ずる。

- ・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、2019年度内に結論を得る。〈再掲〉
- ・2019年3月に創設した補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービスについて、その実効性を検証しつつ、今後3年間で取扱金融機関を現在の4機関から150機関まで拡大することを目指すとともに、対象となる補助金を拡大する。
- ・中小企業共通 EDI の導入等企業間取引のデジタル化を促進するため、2019年度中に下請中小企業振興法「振興基準」を改正することで、親事業者が下請事業者の取組を先導することを促進する。また、サプライチェーンをはじめとする一定の取引関係にある複数社が同時に EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策を検討し、2019年度内に結論を得る。

ii) 新陳代謝の促進

- ・事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重

点化を行う。また、同補助金において、経営資源引継ぎ型の創業や事業承継を後押しするための方策について検討する。

- ・創業希望者による創業や事業承継を促すため、事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加する。
- ・中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継及びそれを通じた地域経済の持続的発展は、金融機関が経営基盤を継続的に確保する上でも重要であるという観点を踏まえ、以下の施策を推進し、事業承継の阻害要因となり得る経営者保証に関し、真に必要な場合に限るとの金融機関の運用を徹底するとともに、事業者の支援を行う。
 - －信用保証制度において、事業承継時に経営者保証を一定の要件の下で不要とする新たなメニューを創設するとともに、同メニューにおいて専門家の支援・確認を受けた場合、企業の保証料負担を、信用保証協会における管理に必要な費用の一部を除いて最大でゼロとなるよう軽減する。
 - －事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の特則を、年内を目途に策定し、その後の速やかな運用開始を目指す。同特則では、金融機関において、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないようにする。また、両者の保証要否の検討において事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を促進すべく、具体的な着眼点や対応手法などについても明記する。
 - －中小企業・小規模事業者が事業承継時に「経営者保証に関するガイドライン」及びその特則の要件を充足できるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。
 - －商工組合中央金庫は、政府系金融機関として、「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の要件を満たす企業に対して2020年から原則無保証とする。また、中小企業金融における政府系金融機関、信用保証協会による経営者保証の徴求状況について、2018年度分から個別機関の実績を一括して公表を行うなど、経営者保証の見直し状況について「見える化」を行う。
 - －金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）として、「事業承継時における保証徴求割合（前経営者と後継者から二重、前経営者のみ、後継者のみ、両者とも保証徴求せ

ず)」及び「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を設定し、2019年度下期以降の状況の公表を通じ、金融仲介の取組状況の「見える化」を推進することや、上記の施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。

- 2019年度中を目途に「事業引継ぎガイドライン」（平成27年3月中小企業向け事業引継ぎ検討会策定）を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加する。
- 2019年度中を目途に後継者人材バンクを全国の事業引継ぎ支援センターに拡大する。また、全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加させる。あわせて、土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充する。
- 2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。
- 創業者の事業立上げから展開に必要な資金調達を切れ目なく支援するため、持続化補助金やものづくり補助金などの既存補助金の活用も含め、設立時及び設立後間もない創業者への支援を重点的に行う。
- 地域の手で地域の企業を生み、育てる取組を促進するため、既存税制の活用促進を含め、地域のエンジェル投資家等による地元の中小企業等への資金拠出を促す取組を検討する。
- 全国各地で創業を促すため、市区町村や金融機関等が行う創業支援や創業に関する普及啓発への支援等を進める。また、地域で成長志向の創業を行おうとする起業家への支援を強化する。

iii) 海外展開、適正取引等の促進

- 海外現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズやトレンド情報を収集し、これらを国内企業に情報提供した上で、当該ニーズ等に合致する商品やサービスを提供する意向のある企業に関する情報を現地へ提供、マッチングを実施する。また、中小企業によるECや海外のク

クラウド・ファンディング等の活用を促進するための支援を行う。加えて、市場ニーズに対応した試作品開発、販路開拓、ブランド開発に対する支援を行う。

- ・親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もある。このため、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、不合理な原価低減要請や価格転嫁の状況、働き方改革に伴う取引上のしわ寄せなどの下請取引の実態について、下請Gメンヒアリングなどの調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制、産業界の「自主行動計画」等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。また、地方公共団体と連携協定の締結を拡大し、地域特性に応じた商慣行等の実態把握を進め、地域レベルでの取引適正化の浸透に繋げていく。

iv) 中小企業支援機関の機能強化

- ・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業などの人材支援機関が連携する場を設けること等を通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、2019年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。〈再掲〉
- ・2019年3月に開設した認定支援機関の活動実績等が見える化するホームページをはじめとし、中小企業支援機関の専門性や実績の見える化の対象を拡大する。また、中小企業支援を行う公設試や大学等についても、サポイン補助金等における活動実績等が見える化するデータベースを構築する。
- ・中小企業支援プラットフォームの構築を引き続き進め、2020年4月から本格運用を開始する。また、それ以降も、関係省庁、地方自治体、商工団体等との連携を進め、サービス範囲を拡大する。
- ・地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域

の中小企業経営者と金融機関等の支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを検討する。また、大学等で養成された AI 人材を中小企業へ派遣し、現場のデータを用いて中小企業の経営課題を解決する先進的サービスモデルを生み出し、国内外へ横展開する。

- ・地域金融機関が、地域企業の生産性向上等に資する適切なアドバイスやファイナンスの提供、経営人材の確保に向けた支援等を行うことは、自らの経営基盤の確保につながり得るとの観点から、個々の金融機関の特性や顧客企業の評価、地域金融・産業の実態といった様々な情報を踏まえた深度ある対話を通じ、上記取組を促す。
- ・こうした地域金融機関による企業支援機能を強化するため、地域金融機関に対し、ノウハウ移転に重点的に取り組む地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本人材機構の一層の活用を促す。
- ・地域経済の活性化のために、事業承継や事業再生等の場面において地域金融機関が役割を果たすことは重要であることから、地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の見直しについて、地域金融機関の健全性の確保等に留意しつつ検討を行う。

v) 地域中核企業への支援

- ・地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う者に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援策を重点投入する。
- ・地域の成長には地域経済とグローバル市場を直結させることが重要であることを踏まえ、地域中核企業のシーズを活かした地域発のイノベーションを促進するため、グローバル市場を見据えた事業展開の戦略策定や販路開拓等を支援する。また、地域経済への波及効果を高めるために、自治体とも連携しつつ、地域に人を呼び込む魅力的なコンテンツづくりを行うサービス業などの地域中核企業の取組を支援する。
- ・地域中核企業の成長に向けたリスクマネー供給の促進について、これまでの取組を踏まえつつ、日本政策投資銀行の特定投資業務等も活用する。
- ・地域中核企業支援を行う支援機関（産業振興センター、公設試、大学、民間コンサルタント等）について、ネットワークを強化するとともに、

地域中核企業のシーズの新たな活用や販路開拓等の効果的な支援内容の横展開を図る。

- 産学官の連携により、地域金融機関からの融資等と合わせて、地域資源を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しする地域経済循環創造事業交付金の活用について、先進事例集の作成や自治体、地域金融機関、起業家等への周知を強力に進め、地方創生を推進する。

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）

⇒2018 年度末：56.2%

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・ 個別経営⁸ 10,995 円/60kg（32%減）

・ 組織法人経営⁹ 11,859 円/60kg（26%減）

《KPI》2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）

⇒2018 年：9,068 億円

《KPI》2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる（2015 年：2,500 億円）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国の農林水産分野の従事者や農山漁村における人口が減少する中、農林水産業の生産や農山漁村を維持・発展させていくためには、ICT 等の先端技術を活用するとともに、新たな農業構造を構築し、農山漁村に必要な人材の育成・派遣等を図っていかねばならない。

また、バリューチェーンにおいて、流通・加工の改革を進めるとともに、輸出の促進や知的財産の保護を図るなど、農林水産業を支える環境の整備にも積極的に取り組む必要がある。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業の競争力強化の加速化を図り、人口減少下においても、力強い農林水産業の実現を図る。

⁸ 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

⁹ 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

i) 農業改革の加速

① 生産現場の強化

ア) 人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

- ・ 農業者が減少する中、農業生産を持続的に行っていくため、地縁的まとまりにとらわれず、農業者と協業しつつ、農産物買取り、農産物加工・供給量調整等による付加価値向上、農作業代行、GAP（農業生産工程管理）指導、ICT 活用等を創意工夫により行う新たな生産事業体の展開を推進する。
- ・ 日本型直接支払制度についても、農業者の減少等に対応した見直しを行うとともに、中山間地の特色を活かした多様な取組を促進する。
- ・ 人生 100 年時代に対応し、農業のリカレント教育を行う機関として、農業大学校等の機能の強化を図る。
- ・ 2020 年度に地域の課題解決に資するスキルを有する人材の派遣等を行うことができるよう、様々な分野の専門人材と農山漁村をつなぐ仕組みについて検討を行う。
- ・ 女性が働きやすい農業の実現に向け、地域の課題に取り組む女性農業者の育成や、農業経営体の意識の改革を進める。
- ・ 園芸農業が安定的に行われるよう、園芸施設共済の集団加入の促進を図る。
- ・ 太陽光を農業生産と発電とで共有する営農型太陽光発電の全国的な展開を図る。
- ・ 農協改革について、農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。
- ・ 畜産業の成長産業化に向けて畜舎等の建築費の低減を図るべく、畜舎等を建築基準法の安全基準の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、所要の法律案を整備する。
- ・ 農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。
- ・ 2022 年度までに、AI 等を活用し、農畜産物の国内外の需給情報をリアルタイムで収集し、分析・提供する仕組みが整備されるよう、取り組む。

イ) 農地の集積・集約化と土づくりの推進

- ・ 改正農地中間管理事業法に基づき、地域の現況情報の提供を通じ、話し合いを徹底し、人・農地プランの実質化を図る等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る。
- ・ 人・農地プランの実質化の取組と連携し、農業経営相談所の専門家の

派遣や事例の共有等を通じ、法人経営体設立の加速化を図る。

- ・農地の地力向上のため、ドローン等を活用した土壌診断に基づく土づくりの推進や、2022年度までに収量増加効果を含めた土壌診断データベースの構築を図るとともに、有機農業など地力の増進に資する農業の推進を図る。
- ・土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産や、安全性の確保を前提とした肥料コストの低減等に向けた事業者の創意工夫が促進されるよう、法制度を抜本的に見直し、速やかに所要の法律案を整備する。
- ・土地改良事業について、コスト低減を図りつつ、他事業との連携を進め、農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化を図るとともに、ため池や農業水利施設等の強靱化対策を緊急に実施する。
- ・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講ずる。
- ・都市農地貸借法により都市農地を有効活用し、都市農業の振興を図る。

ウ) 米政策改革

- ・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。
- ・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。

② バリューチェーンにおける改革の推進

ア) 流通・加工等の改革

- ・農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、農業競争力強化支援法に基づき、業界の再編等を進めるとともに、流通の効率化、ICTの活用等による流通の合理化を進める。
- ・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を2019年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。
- ・6次産業化の推進のため、農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進を図るとともに、農林漁業者等の資金ニーズに適切に対応する。
- ・納品期限の緩和などの商慣習の見直しとともに、フードバンクとの連携等を進め、食品ロス削減を全国的に推進する。
- ・有害鳥獣の捕獲を強化し安全・安心なジビエの供給体制を確保するとともに、ジビエ利用量を2019年度に2016年度と比べ倍増させるなどジビエの利用拡大を図るため、ICTを活用したスマート捕獲等の推進や利用者向け産地情報のネットワーク化等に取り組む。

イ) 知的財産等の保護と水際検疫の強化

- ・種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。
- ・和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。
- ・家畜伝染性疾病や病虫害の侵入リスクに対応し、検疫探知犬の活用を含め水際検疫の強化を図る。

③ スマート農業の推進

2022年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」(令和元年6月7日農林水産業・地域の活力創造本部了承)にも即し、以下の取組を一体的に進める。

ア) 研究開発

- ・中山間地を含め様々な地域、品目に対応したスマート農業技術を現場で導入可能な価格で提供できるよう、農業者のニーズを踏まえ現場までの実装を視野に研究開発を行い、地域や品目の空白領域の研究開発を優先的に行う。
- ・農業分野における AI 研究が全国展開され、農業現場の課題解決に貢献するよう、農業版 ICT 人材バンクの構築に向け、農研機構の AI 人材を強化し、質の高い AI 研究を実施する。

イ) 実証・普及

- ・全農業大学校でスマート農業がカリキュラム化されるよう、スマート農業を取り入れた授業等の順次拡大・充実を図るとともに、農業高校にも展開を図る。
- ・農業者のスマート農業技術の入手機会が拡大するよう、フォーラム・マッチングミーティング等を各地で開催するとともに、行政手続のオンラインシステムの活用を通じた農業者への直接発信に向け取り組む。
- ・各都道府県の主要農産物品目でのスマート農業技術体系の構築・実践を目指し、スマート農業技術の生産から出荷までの一貫した体系としての実証、産地・品目単位のスマート農業技術体系の構築等を図る。
- ・スマート農業機械・システムの共同利用や作業受委託等の効率利用モデルを提示するとともに、様々な業種の民間事業者のスマート農業分野への参入を促進するための環境を整備する。
- ・全普及指導センターが窓口となった、農業者のスマート農業に関する

相談対応に向け、普及指導員等による知識や技術活用方法の習得を図る。

- ・スマート農機の実用化に合わせ、必要な安全性ガイドラインを整備する。

ウ) 環境整備

- ・自動走行農機や ICT 水管理等のスマート農業に対応した農業農村整備の展開に向けた検討・開発を進めるとともに、情報ネットワーク環境整備に向け取り組む。
- ・中山間地におけるスマート農業の実現を念頭に置いた農場の整備や、果樹農業等の特性に応じた環境の整備を図る。
- ・農業データ連携基盤において多様なデータの蓄積・提供を進めるとともに、農業生産のみならず加工・流通・消費にまで拡張したスマートフードチェーンシステムの構築に向けた開発を進める。
- ・食品等流通法の計画認定制度を活用し、食品流通プラットフォームの立上げを後押しするとともに、物流、商品管理、決済の各分野において、データの共有・活用や省人化・省力化の取組を推進し、各取組のプラットフォームの実装を図る。

ii) 輸出の促進

- ・農林水産物・食品の海外への販売を強化するため、生産者への輸出診断等を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP)を強化し、輸出商社間の交流の促進を通じ生産者への提案・助言機能の強化を図る。
- ・海外のニーズや規制に対応したグローバル産地づくりや、産地と港湾が連携したプロジェクトの加速化を図る。
- ・海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施を図るため、法制度化を含め検討し、体制を強化する。
- ・2019 年度中に海外向け輸送に適した包材を調査し周知を図るとともに、規格化に向けた検討を行う。
- ・訪日した外国人が食と旅・歴史等を組み合わせた体験をし、帰国後も日本の食を再体験できる環境の整備に取り組む。
- ・「農林水産物の輸出力強化戦略」(平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(同年 11 月 29 日同本部決定)に基づく輸出促進の取組を着実に実行する。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準のGAP、JAS（日本農林規格）、有機、GI（地理的表示）、水産エコラベル等の規格・認証や知的財産の戦略的活用を推進する。
- ・同競技大会や、新潟県産米の中国への輸出解禁等を踏まえ、ノングルテン米粉を含む米の輸出拡大など新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
- ・世界の食需要の獲得に向けて、食産業の海外展開を促進するため、2019年中にプランを策定し、2国間政策対話や官民共同でのフードバリューチェーン構築等に取り組む。

iii) 林業改革

① 原木生産の集積・拡大

- ・森林経営管理制度において、森林環境譲与税も活用しつつ森林の経営管理の集積・集約化を推進するとともに、路網整備と高性能林業機械の導入の重点的な推進や、製材工場等の大規模化・効率化を進める。
- ・森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。
- ・国有林野の一定の区域において、公益的機能を維持しつつ、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、意欲と能力のある林業経営者等に設定できる仕組みを創設する。

② スマート林業等の推進（林業イノベーション）

- ・森林情報の収集や造林に当たりレーザ計測やドローン等の活用を進めるとともに、伐採や運搬を自動・遠隔操作で行う林業機械等の開発を図り、自伐型林業を含めた様々な林業の経営者とともに、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図る。
- ・ICTを活用し、生産管理の取組や、需給等のデータを共有するサプライチェーン構築の取組の加速化を図る。
- ・地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できるデータベースを、2021年までに立ち上げる。
- ・造林から伐採までが林業者1世代で可能となる早生樹の選抜・活用を進めるとともに、低密度植栽や機械化等を通じ造林作業等の省力化を図る。
- ・セルロースナノファイバー、改質リグニンなどの木材由来の新素材の製造プロセス及び新素材を用いた製品の研究開発・実装を進める。

③ 木材の利用促進

- ・オフィスなどの非住宅建築物や中高層建築物への CLT（直交集成板）を含めた木材の利用拡大に、経済界等の協力も得つつ、都市部を中心に取り組む。
- ・森林組合や民間企業等が連携して高付加価値木材製品の輸出を行う取組の促進を図る。

iv) 水産業改革

① 水産政策改革の推進

- ・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、「水産政策の改革について」（平成 30 年 6 月 1 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に即して、水産政策改革を着実に実行する。
- ・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るため、漁業収入安定対策の機能強化を図る法制度の検討を行う。
- ・養殖業の資金調達円滑化を図るため、養殖生産の需要家からの受託や、エサ費用などの事業資金に対する金融制度の構築など、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの構築を図る。
- ・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」制度を構築するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標の発表や、獣医師のオンライン診療を可能とする仕組みを構築する。
- ・トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備に向けた検討を行う。
- ・「規制改革実施計画」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に従い、近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士 1 名の乗組による航行を可能とするよう、制度的な手当てを行う。

② スマート水産業の推進

- ・2023 年度までの水産資源の評価対象の有用魚種全体（200 種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、ICT を活用し、漁船・調査船からの操業・漁場環境情報の収集や、産地市場の水揚げ情報の収集のための体制整備等を進める。
- ・沖合・沿岸等の漁業者にリアルタイムで漁海況情報が提供されるよう、漁海況予測の検討・実証を行う。
- ・データに基づく効率的で安定した養殖業の実現に向け、海洋情報や赤潮・急潮情報等を共有する全国データベースの構築に取り組む。
- ・漁業者の減少に対処し、若手漁業者の確保に向けて、ICT などの先端

- 技術を活用した漁業・養殖技術の開発・実証・普及に取り組む。
- ICT などの先端技術を活用し、生産から流通・加工・販売までの関係者が連携して、作業の自動化・省力化や商品の高付加価値化に取り組む水産バリューチェーン産地の構築・実践に取り組む。
 - 水産資源の管理やデータに基づく漁業・養殖業を支援する水産業データ連携基盤（仮称）を 2020 年までに構築・稼働させるとともに、スマート水産業の具体的取組についての産学官の協議の場での検討を 2019 年度に行う。

8. 観光・スポーツ・文化芸術

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す

⇒2018 年：3,119 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》 訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す

⇒2018 年：4 兆 5,189 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

《KPI》 スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す

⇒2015 年：5.5 兆円

※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。

《KPI》 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する

⇒2019 年 3 月までに新たに設計・建設段階に入った案件は 10 件程度。この他、構想・計画段階にあるスタジアム・アリーナは全国に 80 件以上が存在。

《KPI》 2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを目指す

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

※ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標に関する検討を進めていく。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光立国の実現

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であり、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム 2019」（令和元年 6 月 14 日観光立国推進閣僚会議決定）等に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進める。

その際、まずは、外国人に本当の意味で日本を楽しんでもらえるよう、多言語による表示やアナウンス、無料 Wi-Fi などの環境整備に早急に取り組むとともに、公的施設の夜間開放など、地域において外国

人が楽しめる新たなコンテンツの開発に取り組む。また、日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人¹⁰）の適切な役割分担と連携強化を進め、日本政府観光局における一元的な情報発信や地域における着地整備等に取り組む。

① 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

ア) 観光地

- ・主要観光地の多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等をモデル的に直ちに整備することとし、2019 年度中に少なくとも 50 程度、2021 年までに 100 の主要観光地を抜本的に改善する。
- ・飲食店や小売店等における多言語音声翻訳システムの導入を促進する。
- ・外国人観光案内所の機能強化を図るため、AI チャットボット¹¹など最先端技術を活用した観光案内サービスの普及促進を図る。
- ・観光を中心としたまちづくりの推進に向けて、歴史的観光資源の高質化、シェアサイクルの導入、無電柱化の推進等に取り組む。
- ・レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を促進する。
- ・自家用有償旅客運送の導入の円滑化、タクシーの相乗りの導入等により、地方の観光地までのアクセス（バス・タクシー・レンタカー等）を確保・充実する取組を推進する。
- ・宿泊業における生産性向上（1 人が複数業務を兼務できるシステムの構築等）、外国人人材の活用等によるインバウンド対応の強化等により「稼ぐ」旅館・ホテルへの改革を推進するほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宿泊施設等のバリアフリー化を促進する。
- ・地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進する。
- ・日本政府観光局コールセンターの 24 時間の多言語対応など「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成 30 年 9 月 28 日観光戦略実行推進会議決定）に基づく取組を確実に実現する。
- ・防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ、災害時情

¹⁰ DMO (Destination Management/Marketing Organization) の呼称

¹¹ チャットボットは、チャット（会話）とロボットを組み合わせた用語であり、人工知能(AI)を組み込んで学習したコンピュータが、人間に代わって自動的に会話するプログラムのことを指す

報提供アプリ「Safety tips」の対応言語数増加など、災害時に備えた情報提供の強化により、外国人観光客が安心して旅行を継続できるようにするための取組を充実・強化する。

- ・ムスリムなど多様な外国人観光客に対応した受入環境整備を促進し、海外に向けて発信する。

イ) 交通機関

- ・国際観光振興法に基づき、多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi、キャッシュレス対応等を整備する。地方鉄道等では整備を促進し、2019 年度中に少なくとも 100 線区、2021 年までに 300 線区を抜本的に改善する。
- ・世界水準の交通サービスの実現に向けて、2019 年度中にほぼ全ての新幹線車両で無料 Wi-Fi を整備するとともに、ジャパン・レールパスについて海外からのインターネット予約を可能とするほか、鉄道車両における大型荷物置き場の整備、鉄道駅等における観光客の移動等円滑化に取り組む。
- ・新幹線における異常時の外国人観光客向けの情報提供について、多言語（英・中・韓）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QR コードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。
- ・2020 年までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話が利用できるようにするとともに、在来線トンネルについても対策を実施する方策について検討し、2019 年夏頃までに結論を得る。
- ・地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバス等を一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供する MaaS について、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型 MaaS の実現を図る。〈再掲〉

ウ) 文化財・国立公園

- ・外国人観光客が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが外国人観光客に伝わる多言語解説を行うこととし、2020 年までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産 18 地域、国立公園 34 公園を含む 100 地域以上の多言語解説を抜本的に改善する。

エ) 農泊

- ・2020年までに全国500か所の農泊地域で利用者のニーズに応じた多言語対応（英・中・韓）、無料Wi-Fiの整備等を実施する。

② 地域の新しい観光コンテンツの開発

ア) 文化財

- ・「日本博」の開催を契機とした観光コンテンツの創出、「Living History」（文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発）の取組への支援、VRなどの先端技術を駆使した空港等における日本文化の魅力発信等により、外国人観光客が我が国の文化を楽しみ、地域の消費拡大に資する取組を全国各地で実施する。

イ) 国立公園

- ・グランピングをはじめとする多様な宿泊体験の提供に向け、国立公園における民間活用の取組をより一層推進する。
- ・利用拠点の滞在環境の向上（民間カフェの導入等）、体験型コンテンツの充実、ビジターセンターにおけるインバウンド対応機能強化、利用者負担による保全の仕組み作り、新宿御苑における国立公園の情報発信強化などの取組を推進する。

ウ) 公的施設・インフラ

- ・皇居東御苑について、近年、年間入園者数が急増していることから、開園時間の延長を実施する。
- ・迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の更なる魅力向上に向け、これらを貸し切って行う特別ガイドツアーを計画的に実施するとともに、2020年4月下旬を目途に迎賓館赤坂離宮前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を新たに開業する。
- ・皇居外苑等の国民公園の一層の魅力向上に取り組む。特に新宿御苑については開園時間を最長午後7時まで延長するとともに、旧洋館御休所の開館拡大、民間カフェの導入や夜間イベントでの活用等に取り組む。
- ・三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室の貴重な美術品等の公開拡充に向けて、地方の博物館・美術館等と連携した展示の拡大を進めるほか、展示スペースの抜本的な拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の建設工事に着手する（2025年全館開館予定）。
- ・首都圏外郭放水路等におけるインフラツーリズムを推進する。

エ) 古民家や城泊・寺泊等

- ・古民家等の更なる活用を図るほか、城泊や寺泊など、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツの開拓を推進する。また、健全な民泊サービスの普及を図る。

オ) 農泊

- ・利用者のニーズに対応した「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を図る。

カ) 観光地・交通機関

- ・ナイトタイム活性化に向けて、夜間のコンテンツを開拓する取組と併せて、飲食店の夜間営業や公共交通の夜間運行など、多様な主体間の連携により地域ぐるみで夜間観光を促進する取組を推進する。
- ・移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進する。
- ・地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進する。
- ・ビーチリゾートの活性化に向けて、海岸管理者と多様な主体が連携し、砂浜利用の柔軟化（通年利用や占用期間の延長等）、防災施設等の平常時の観光客への開放などの取組を推進する。
- ・VR・ARなどの最先端技術の導入や、自転車ガイドツアーなど、既存の体験型コンテンツに質の高いガイドを組み合わせることで観光資源の付加価値を高め、地域の消費につなげる取組を全国各地で創出する。
- ・厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進に取り組む。また、地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進する。
- ・クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等に取り組む。
- ・富裕層の誘致に向けたフライ&クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を図る。

③ 日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化

- ・地域（自治体・観光地域づくり法人）の役割は、多言語対応、無料 Wi-Fi 整備、観光地までの交通アクセスの充実などの受入環境整備や、外国人が楽しめる新たなコンテンツの開発などの着地整備が主体であることを明確化し、その周知を図る。また、地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行うことを目指す。具体的には、着地整備の取組を行った地域（自治体・観光地域づくり法人）について、写真・動画など対外的な発信のための素材やツールの作成を推進するとともに、それらのツールを活用し、日本政府観光局の海外ネットワークやデジタルマーケティング技術¹²等を最大限活かして、地域の魅力を日本政府観光局から一元的に発信する。そのため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の抜本的な体制強化を図る。
- ・地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者やアクティビティ事業者など、地域の多様な関係者の参画を促す。
- ・関係省庁と日本政府観光局との緊密な連携により、日本政府観光局ウェブサイト等において、文化財や国立公園、農泊等の魅力を一元的に発信する。
- ・欧米豪を中心に展開してきた大規模なプロモーション（グローバルキャンペーン）を東アジア（中・韓ほか）なども含めて展開するとともに、ICT の活用等により個人の属性や関心に直接リーチする先進的なプロモーションを展開し、これにより得られたユーザーの属性や関心等の分析データを地域（自治体・観光地域づくり法人）に提供する好循環の仕組みを確立する。また、日本政府観光局における高度人材の活用等により、デジタルマーケティング技術を活用した各地域へのコンサルティング業務の強化を図る。
- ・全国的な研修の実施や観光地域づくり法人間の情報共有システムの活用等により、地域（自治体・観光地域づくり法人）間の横の連携を高め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開を図る。
- ・観光地域づくり法人において必要となる人材の育成・確保を図るため、中核人材の育成や、JET プログラムの活用周知等による外部人材の登用等を支援する。
- ・インバウンド市場の大宗を占める東アジアからの取り込みを徹底する

¹² ウェブサイトの閲覧履歴等を分析して各国や分野別の関心や傾向を把握する技術

とともに、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓するため、中東や中南米などの成長が見込まれる市場において、日本政府観光局の現地事務所の設置や試行的なプロモーション等を進める。

- ・ラグビーワールドカップ 2019 の機会を最大限活用し、海外メディア向けの情報発信や地方への誘客促進等に取り組む。
- ・地域の大学等と観光地域づくり法人等が連携した新たな体験プログラムの開発を推進する。
- ・多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等に取り組む地方鉄道等について、観光列車等の魅力を日本政府観光局を通じて海外に発信する。
- ・ホストタウンの推進を通じ、海外への情報発信等を強化する。

④ 地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策

ア) 出入国の円滑化

- ・新たに新千歳空港及び那覇空港に顔認証ゲートを、羽田空港等に税関検査場電子申告ゲートを導入するなど、CIQ において必要な物的・人的体制を計画的に整備する。また、搭乗関連手続の自動化や顔認証による一元化、手荷物輸送等の円滑化、地方空港の搭乗手続円滑化やビジネスジェット対応の強化等により、出入国に係る時間を大幅に縮減する FAST TRAVEL の推進を図る。

イ) ビザの戦略的緩和

- ・我が国で予定されている国際的行事等の開催も見据え、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局によるプロモーション等と連携して、ビザ緩和を戦略的に進めるとともに、在外公館でのビザ審査に係る物的・人的体制の整備に取り組む。

ウ) 空港

- ・首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約 100 万回に拡大する。
- ・2020 年までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約 4 万回の発着容量拡大を実現する。
- ・成田空港についても、2019 年度中の高速離脱誘導路の整備により、2020 年までに年間約 4 万回の発着容量拡大を実現する。また、2019 年冬ダイヤから A 滑走路の夜間飛行制限を緩和し、さらに第 3 滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約 16 万回の発着容量拡大を目指す。

- ・福岡・那覇空港の滑走路増設などの拠点空港等の機能強化や操縦士等の育成、省力化・自動化等による地上支援業務の受入体制強化等により、航空需要の増加に対応するほか、先進技術の導入等により安全対策を推進する。
- ・北海道7空港の一体運営など空港コンセッションを推進する。
- ・地方空港の着陸料軽減などの支援により、国内外の航空ネットワークの充実を図り、訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進する。
- ・空港における日本の魅力発信等により、おもてなし環境を充実する。

エ) MICE・IR

- ・VR等を活用したMICE誘致、顔認証技術などの最先端技術のMICEへの導入等により、MICE誘致・開催の国際競争力の強化を図る。
- ・特定複合観光施設区域整備法に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症などの様々な懸念に万全の対策を講ずる。

オ) 持続可能な観光地域づくり

- ・観光スポットの混雑状況をスマートフォンで閲覧できるシステムの導入や、早朝時間帯の活用等により、観光地の混雑対策を促すとともに、地域コミュニティにも配慮した観光地経営に資する持続可能な観光指標を開発する。

カ) 国際観光旅客税の活用

- ・国際観光旅客税の使途に関する基本方針に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。

キ) アウトバウンド・国内観光

- ・アウトバウンドの一層の促進に向けて、官民連携による海外旅行商品の造成などの取組を一層強化するほか、旅行者が安全・安心に海外旅行できるよう、IT技術の活用や、旅行安全情報共有プラットフォームをはじめとした海外安全情報発信の機能強化を図る。
- ・地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、古民家のリノベーション等を推進する。また、ナイトタイムの活性化や体験型コンテンツの充実等により、国内観光の一層の促進を図る。
- ・働き方改革法に基づく最低5日の年次休暇取得義務化に合わせ、ビジ

ネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討を行う。

ク) 東北の観光復興

- ・東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊（2015年の3倍）とするため、観光資源の磨き上げ、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

ケ) 「観光立国ショーケース」の形成の推進

- ・釧路市・金沢市・長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を図る。

コ) 観光統計

- ・地域の誘客状況や消費動向のより正確な把握のため、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けた検討を行う。

ii) スポーツ産業の未来開拓

① スポーツの成長産業化の基盤形成

- ・中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革を促すため、スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、2019年度中にその実施の仕組みを構築する。また、普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを2019年度中に策定するとともに、先進モデル形成を行う。さらに、中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討する。
- ・スポーツ経営人材を育成するため、既存のMBAコース等に導入するスポーツビジネスに関する新たなカリキュラム開発を支援するとともに、マッチングを通じスポーツ団体への外部人材の流入を促進する。
- ・スポーツ分野とヘルスケア産業など他産業との融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築を加速させるため、企業、大学、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催するとともに、スポーツ団体やスタートアップ等が連携した新事業の実証や資金調達等に係る事業化を促す。
- ・スポーツツーリズムの取組を加速させるため、関係省庁との連携体制を強化しつつ、「アウトドアスポーツ」と「武道」の重点テーマを中心として、スポーツコミッション等が行う、スポーツツーリズムコンテンツの開拓や環境整備、日本政府観光局と連携した海外発信等の取組を支援し、課題や事例を集積しつつその横展開を図る。特に、「武道ツーリズム」については、関係団体の協力を得て、推進母体となる団体

の2020年度の設立を目指して検討を進める。

- ・大学スポーツについて、適切な組織運営管理や大学スポーツの成長産業化、また、地域振興を目指し、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）及び大学の活動への支援を行う。

② スポーツを核とした地域活性化

- ・スタジアム・アリーナについて、引き続き個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等と連携して行うとともに、スタジアム・アリーナ等が地域にもたらす経済的効果・社会的効果についての新たな評価検証手法の開発を2020年度を目途に行う。
- ・地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報オープン化の状況などを総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の2020年度中の開発等を通じて、スポーツ施設の利用を多様化、高度化し、収益性の向上や地域経済の活力増進につなげる。
- ・スポーツ実施率向上のための中長期的な施策を2019年夏を目途に策定し、スポーツ関係者と医療機関等の連携や障害者スポーツにおける福祉・教育関係者と企業等の連携の促進、ICTによる地域のスポーツ資源の情報の見える化・シェアリングを通じた利活用の促進等を実施する。また、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びワールドマスターズゲームズ2021関西を契機に、国民のスポーツ実施に向けた機運を醸成する。

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

① 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済好循環の加速化

- ・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、国際文化芸術発信拠点の形成など「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」（令和元年3月29日閣議決定）に基づく取組を進め、国家ブランディングの確立を図る。
- ・文化芸術界、経済界及び行政の3者が対話する場において、相互理解を促進し、それぞれが取り組むべきことを明らかにすることで、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。具体的には、インバウンド対応に係る美術館の機能強化や文化芸術資源・関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション創出、アート市場の活性化等の

方策を検討し、2019年度中に取りまとめる。また、公共の建築物等において、外観等について周囲との調和に配慮するとともに、文化芸術に関する作品の展示等の取組を推進する。

- ・東京国立博物館について世界トップレベルの博物館とする「トーハク新時代プラン」を着実に実行し、その成果等を他の博物館に横展開する。また、地方の美術館・博物館等において、国等有する地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進するとともに、文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討等を進める。さらに、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大会 2019 のレガシーを地域の博物館の機能強化に活かすとともに、コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る。
- ・「国立映画アーカイブ」における映画フィルム等の活用を充実するほか、文化コンテンツについて、データベース化、多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報等を集約したサイトを構築し、デジタル化・二次利用に向けた条件整備を図り、国内外への発信力を強化する。
- ・マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術を活用した国際的な総合フェスティバル化に向けた取組の促進や、情報拠点の整備等を通じ、日本が誇るメディア芸術の国内外への発信を強化する。

② 文化芸術資源を核とした地域活性化

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムを、「日本博」や「beyond2020プログラム」等を通じて全国展開し、地域活性化につなげる。また、日本政府観光局と連携した国内外への情報発信や、外交上の周年行事、大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や国際文化交流を通じて、日本文化の発信を強化する。
- ・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的価値を活かした活用モデルを構築し、文化財保存・活用の好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・

活用を行う。

- 地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関と連携し、学校や地域における芸術教育を推進するとともに、専門人材の派遣等による表現や鑑賞の機会がより充実するよう取組を推進する。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」に基づいた、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（案）

一. 計画実行期間

革新的事業活動に関する実行計画に関する計画実行期間については、2020年度までとする。

なお、当該期間における取組を、中長期的な取組にも連動させていく観点から、2025年度までの取組の見通しも併せて記載する。

二. 革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

（1）これまでの取組

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「革新的事業活動に関する実行計画」（平成30年6月15日閣議決定）を策定し、革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施を進めて来た。

（2）革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月〇日閣議決定）を策定し、我が国産業の国際競争力の維持及び強化に向け、その施策を迅速かつ確実に実行していく。

「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、現時点で施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣を明らかにできるものを、三において具体的に示す。

三. 新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣は、別添のとおり。

なお、

①新技術等実証に関する施策は、138ページ

②革新的データ産業活用に関する施策は、5ページ

③①及び②以外の革新的事業活動関連施策は、上記以外のページに記載している。